

令和2年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年9月4日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員 企画員	芝健治
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課 企画員	宮本真里	住民生活課員 企画員	木村陽子
住民生活課 企画員	陸平志保	住民生活課員 企画員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員 企画員	山根康生

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	三浦 誠

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 60 号 令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 61 号 令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 62 号 令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 63 号 令和元年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 64 号 令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 65 号 令和元年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 66 号 令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 67 号 令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 68 号 令和元年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 69 号 令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 70 号 令和元年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 5 議案第 7 1 号 令和元年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 2 号 令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 1 7 報告第 1 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 8 報告第 1 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 1 9 報告第 1 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 1 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 1 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 上富田町課設置に関する条例（案）
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 4 議案第 7 5 号 令和 2 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入る前に、クールビズとして、ノーネクタイで議長判断による上着なしを本定例会においても実施したいと思います。また、町作成のポロシャツも許可いたしますので、議員各位、当局の方も上着を取っていただいで結構かと思ひます。

また、新型コロナウイルス感染拡大が県内や近隣市町でも拡大しております。皆様におかれましても十分注意していただき、感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において6番、吉本和広君、7番、田上明人君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は14日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

令和2年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしくお願ひします。

また、本定例会までに提出のありました意見書等につきましては、写しをお手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日9月4日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また討論の方法も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が5月25日に47都道府県全てで解除され、和歌山県内での感染者数も減少していましたが、7月下旬から徐々に感染者数が増加し、8月には田辺保健所管内でも感染者が増加しています。

当町におきましても様々な対策を講じ、新たな感染者の発生や今後の拡大を防ぐよう取組を進めてまいりますが、新型コロナウイルスへの感染は誰でも起こり得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域、加えて医療関係者の方々が風評被害を受けることがないようにしたいものです。

また、現在も懸命に新型コロナウイルス感染症の治療に従事されている医療従事者の方々や、私たちの生活を支えるためにご尽力をいただいている方々に心からお礼を申し

上げますとともに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いいたします議案は、令和元年度一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定12件、令和元年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定1件、報告事項として地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告5件、条例の全部改正1件、令和2年度一般会計・特別会計の補正予算2件の計21件であります。

なお、追加議案として、上富田町教育委員会委員の任命に関する人事案件1件を本定例会に上程させていただきます。また、選挙管理委員会より人事案件として、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につきましてお願いをしております。何とぞ、併せてよろしくお祈り申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第60号から議案第71号までの12件につきましては、令和元年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。

次に、議案第72号、令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て剰余金の処分を行うものであります。監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第11号から報告第15号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないこととなっております。

なお、令和元年度決算のそれぞれの比率は、法律で定めている基準内であります。

次に、議案第73号、上富田町課設置に関する条例（案）につきましては、平成16年7月に行いました機構改革で、現在の8課1局のグループ制に変更後、約16年が経過しており、この間、上富田町でも高齢化が進むとともに人口減少対策が求められ、また地方分権の流れにおいて業務そのものが増加していることなどから、令和3年4月から住民に分かりやすく、新しい時代に合わせた行政運営を行っていくための機構改革を実施するため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第74号につきましては、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第4号）

でございます。

今回、補正前の額に1億5,416万2,000円を追加し、予算総額を82億7,245万4,000円と定めています。

総務費では、さわやか上富田まちづくり寄附金の増加を見込み、返礼品代や取扱手数料、基金への積立金として2,983万2,000円を措置しています。また、住民票の写しと印鑑登録証明書をコンビニ等で交付するための導入委託料として770万円を措置しています。

清掃費では、来年度からのごみ処理施設の集約化に備え、ごみ搬出用車両購入のため575万1,000円、不燃物処理場での粗大ごみストックヤード建設費として1,900万円を措置しています。

土木費では、町道の改良工事として3か所で3,500万円を措置しています。

災害復旧費では、梅雨前線の降雨による崩土撤去工事として300万円、町道王子谷線の地滑り復旧工事として5,000万円を措置しています。

一方、歳入につきましては、分担金・使用料・国・県支出金、寄附金・繰入金、諸収入・町債を見込み、措置しています。

次に、議案第75号につきましては、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第1号)でございます。

今回、補正前の額に1,332万7,000円を追加し、予算総額を16億6,001万2,000円と定めています。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る介護施設等の整備費補助金及び令和元年度実績に伴う支払基金への返還金の増額、また新型コロナウイルスの影響により中止となった事業についての減額を措置しています。

以上が、本定例会に上程いたします諸議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、先日急遽決定いたしました案件で、説明要旨には記載されていないので、口頭で説明をさせていただきます。

厚生労働省は、今年冬の新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を見据え、65歳以上の高齢者や医療従事者に優先的なインフルエンザ予防接種を呼びかけることを決め、具体的には65歳以上の高齢者でインフルエンザ予防接種を希望する人は、例年どおり10月1日からの接種の開始に向けて呼びかける。また、医療従事者や65歳未満の基礎疾患を有する人、妊婦、乳幼児から小学校2年生までには10月後半からインフルエンザ予防接種を希望する人へ接種を呼びかける考えであります。

このことを踏まえまして、追加議案として、インフルエンザ予防接種の補助に関する補正予算案1件を上程させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なお、詳細につきましては、各常任委員会で説明をさせていただきますので、ご審議の上、最終ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

△日程第4 議案第60号～日程第21 報告第15号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第60号、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第21 報告第15号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで18件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明と報告を求めます。

会計管理者、十河君。

○会計管理者（十河貴子）

おはようございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第60号から議案第72号につきましてご説明申し上げます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意ではありますが、参考資料として決算総括表を添付しておりますので、後ほど参考資料により説明させていただきます。ご了承のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第60号、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第61号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第62号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第63号、令和元年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第64号、令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第65号、令和元年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第66号、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第67号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 6 8 号、令和元年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 6 9 号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 7 0 号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 7 1 号、令和元年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第 7 2 号、令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和元年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和元年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

それでは、お手元に配付しております参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきます。参考資料をお願いいたします。

令和元年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表でございます。

議案第 6 0 号の一般会計につきましては、歳入総額 6 5 億 3, 8 4 0 万 5, 5 0 8 円、歳出総額 6 3 億 4, 6 3 2 万 5, 8 6 0 円、歳入歳出差引額 1 億 9, 2 0 7 万 9, 6 4 8 円、うち翌年度繰越財源額 1, 9 3 1 万 2, 0 0 0 円、実質収支額 1 億 7, 2 7 6 万

7, 648円、地方自治法の規定により基金繰入額8,700万円、翌年度繰越額は8,576万7,648円でございます。

次に、議案第61号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額18億9,548万2,243円、歳出総額18億6,933万6,408円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく2,614万5,835円でございます。

次に、議案第62号の宅地造成事業につきましては、歳入総額8,961万6,970円、歳出総額2億6,124万8,465円、歳入歳出差引額、実質収支額はマイナスの1億7,163万1,495円でございます。これにつきましては、令和2年度からの繰上充用で補填措置をしてございます。

次に、議案第63号の宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額179万8,963円、歳出総額45万1,477円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく134万7,486円でございます。

次に、議案第64号の住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額929万8,440円、歳出総額2,212万7,289円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの1,282万8,849円でございます。これにつきましては、令和2年度からの繰上充用で補填措置をしてございます。

次に、議案第65号の奨学事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の667万2,292円、歳入歳出差引額、実質収支額ともゼロでございますので、繰越しはございません。

次に、議案第66号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の1億8,717万6,797円、歳入歳出差引額、実質収支額ともゼロでございますので、繰越しはございません。

次に、議案第67号の公共下水道事業につきましては、歳入総額2億2,371万3,531円、歳出総額2億1,972万6,233円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく398万7,298円でございます。

次に、議案第68号の介護保険につきましては、歳入総額16億5,802万8,285円、歳出総額16億729万8,732円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく5,072万9,553円でございます。

次に、議案第69号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額3億868万75円、歳出総額3億637万5,635円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく230万4,440円でございます。

次に、議案第70号の診療所事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の1,551万9,267円でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

す。なお、診療所事業会計につきましては、令和元年度をもって廃止となっております。

次に、議案第71号の朝来財産区につきましては、歳入総額839万2,282円、歳出総額501万2,802円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく337万9,480円でございます。

次に、議案第72号の水道事業で、収益的収入及び支出につきまして、歳入総額5億4,586万6,069円、歳出総額3億7,378万3,350円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1億7,208万2,719円でございます。なお、当年度純利益は1億5,871万3,344円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額1億1,244万4,321円、歳出総額3億655万1,677円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの1億9,410万7,356円でございます。これにつきましては、減債積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填しております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いいたします。私からは、報告第11号から報告第15号につきまして説明をいたします。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和元年度の決算における健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の意見書をつけて議会に報告するものです。

それでは、報告第11号でございます。

報告第11号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。

①の実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の比率です。元年度決算においては、黒字で実質赤字額がございませんので、横棒表示をしております。なお、早期健全化基準は15%でございます。

②の連結実質赤字比率は、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計全てを含めて、

上富田町全体における財政赤字の比率となります。元年度決算においては、黒字で連結実質赤字額がございませんので、横棒表示としてございます。なお、早期健全化基準は20%でございます。

③の実質公債比率につきましては、元利償還金等が標準財政規模に対してどの程度の負担かを示す指標です。普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と、上富田町が加入している一部事務組合の元利償還金のうち本町が負担している部分を合計して計算した数字となっております。

実質公債比率は29年度から元年度の3か年度の平均で計算いたします。その結果14.7%となり、平成30年度が14.1%でしたので、0.6ポイントの悪化となっております。なお、早期健全化基準は25%ですので、財政は健全だと言えます。ただし、起債制限比率という早期健全化基準よりは低い18%というハードルがございまして、これを超えると、起債について県から許可が必要になり、許可の代わりに指導が入ることになっております。

今後のシミュレーションをいたしますと、令和5年度から6年度にかけて16%に近づく試算をしておりますが、今後の動向を十分注意しておりますところでございます。

④の将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担しなければならない可能性がある起債残高が標準財政規模のどれくらいなのかを示した指標です。上富田町の一般会計、特別会計と一部事務組合等に加え、地方公社及び第三セクターを含めたものが対象となっておりますが、本町の場合、該当する地方公社や三セクはございませんので、実質公債比率を計算するための会計が対象となっております。元年度決算における将来負担比率は79%となっており、29年度が78.3%でしたので0.7ポイントの悪化となっております。

なお、早期健全化基準は350%でございますので、財政は健全だと言えます。

以上のとおり、上富田町の財政状況につきましては、令和元年度決算における健全化判断比率は4つの指標とも早期健全化基準以下となっており、財政は健全だと言えます。

続きまして、報告第12号から第15号につきましては、公営企業の資金不足比率についての報告でございます。特別会計ごとに赤字かどうかを判断するもので、対象となる公営企業は宅地造成事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業の4つでございます。経営健全化基準は、全ての会計で20%でございます。

それでは、報告第12号でございます。

報告第12号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページが、監査委員の審査意見書でございます。

宅地造成事業につきましては、令和元年度決算においては、30年度と比べまして収支自体は改善いたしました。しかし、それでも1億7,100万円余りの赤字でございます。しかし、所有する土地の販売収入見込額の3億3,100万円余りを充当して計算するルールに基づきまして計算した結果、約1億6,000万円の資金剰余額が出るものでございます。このため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第13号をお願いいたします。

報告第13号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の審査意見書でございます。農業集落排水事業につきましては、令和元年度決算における歳入から歳出を差し引いた資金剰余額はゼロとなっておりますため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第14号をお願いいたします。

報告第14号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の審査意見書でございます。公共下水道事業につきましては、令和元年度決算における資金剰余額は約400万円となっておりますため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第15号をお願いいたします。

報告第15号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の審査意見書でございます。水道事業につきましては、令和元年度決算における資金剰余額は約7億2,600万円余りとなっておりますため、資金不足比率は横棒表示となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告をお願いします。

12番、木本眞次君。

○12番（木本眞次）

皆さん、おはようございます。

令和元年度各会計の決算審査の報告をいたします。

7月30日から8月26日までの期間、各会計に中松代表監査委員とともに13会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により出納書類を余すところなく調査の上、さらにその内容につき審査をいたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

さて、令和元年度の一般会計決算額について歳入総額65億3,840万5,508円、歳出総額63億4,632万5,860円、歳入歳出差引額1億9,207万9,648円となっております。前年度より1,274万1,917円増額となっております。なお、繰越明許費が1,931万2,000円含まれており、実質収支は前年度と比べ1億267万6,917円増加しました。1億7,276万7,648円となっております。しかしながら、厳しい財政状況が続く中、引き続き行財政改革を継続されるよう求めるものであります。

続きまして、歳出の内容ごとの決算額を申し上げます。

まず、消費的経費につきましては、物件費では地籍調査測量委託料など委託料の増加等4.5%増となっております。

次に、扶助費につきましては、少子高齢化の進展により、前年度に比べ2.9%増となっております。

また、補助費等につきましては、一部事務組合の紀南環境広域施設組合負担金の増加

及び各種団体への補助金等、前年度に比べ23.6%増となっています。

続いて投資的経費につきましては、小・中学校の空調設備設置工事、岩田公民館建設工事等54.5%増となっています。

決算額の構成比につきましては、消費的経費は60.8%、投資的経費が14.6%、公債費等が24.6%となっています。

歳出全般では、義務的な経費の縮減を図り、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率が87.7%と前年度から0.6%減と前年度に比べ、財政構造の改善が見られました。今後においても、財政環境は依然不透明で厳しい状況にあり、義務的経費の縮減はもとより長期的、計画的な投資計画の下、引き続き歳出において経費の抑制を図り、財政構造の改善を図られるよう要望しております。

また、実質公債比率については14.7%となり、前年度比0.6%の増という厳しい状況が続いております。

次に、歳入全般について、自主財源の公債比は35.9%、依存財源の公債比は64.1%となっております。今後とも自主財源の確保に努めるとともに、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望しております。

次に、町税についてですが、全体の徴収率は97.0%であります。収入未済額は4,966万4,585円となっております。令和元年度におきましては、昨年度に引き続き2件の家宅搜索を実施しています。この家宅搜索については、督促、催告、納税交渉、財産調査等手順を踏んで実施しております。滞納処分の適正な執行が図られない場合は国税徴収法に基づき実施しています。この家宅搜索の実施により、他の滞納者へのアナウンス効果も期待できます。

また、使用料等も含めた一般会計の収入未済額の合計は5,578万135円となっております。未収金の徴収につきましては、厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が原則であり、滞納の減少に格段の努力をされるよう要望しております。

次に、一般会計の令和元年度の町債残高は67億5,895万9,113円で、前年度と比べ0.3%の減となっております。令和元年度の町債の借入額は6億1,870万5,000円で、臨時財政対策債、学校教育施設整備事業債、公民館整備事業債が主なものであります。年度末現在高は若干減少しましたが、今後も厳しい財政運営が続くと予想されます。よって、効率的な行財政運営により一層努められ、上富田町発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望しております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は18億9,548万2,243円、歳出総額は18億6,933万6,408円となっております。差引き2,614万5,835円の黒字となっております。

国民健康保険税の徴収率に関しては83.5%と若干改善しておりますが、依然低い水準であることから、徴収率の向上に一層努められるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう要望しております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

令和元年度の赤字額は1億7,163万1,495円となり、赤字額は減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、引き続き財政健全化に向け取り組まれるよう要望しております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金貸付事業であります。

これらの会計の未収金につきましては、年々回収困難物件の割合が高くなっている中、和歌山県住宅新築資金等貸付金改修管理組合において、回収不能物件審査会を開催し、回収可能物件の整理をし、より効率的、集中的な回収業務に努め、未収金の減額に努めていくように要望しております。

次に、特別会計介護保険であります。

この会計に関しても、徴収率につきましては職員相互の連携により0.3%の改善が見られます。

次に、特別会計後期高齢者医療であります。

この会計の徴収率につきましては昨年度と同率です。いずれも口座振替の案内や自宅訪問の成果により、未収金の減額に努めていくよう要望しております。

次に、水道事業会計であります。

令和元年度につきましては、1億5,871万3,344円の純収益を計上いたしております。

今後とも経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な水道の安定供給に一層努力されるよう要望しております。

なお、その他の特別会計につきましても、審査の結果を逐一報告申し上げるのが本意でございますが、提出しております審査意見書に個別の意見を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしく申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。その結果、増加傾向にある実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準と比較するとこれを下回っておりますが、今後の地方債の借入れに関しては十分留意されるよう要望しております。

結びに、今後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の地域経済への影響により、税収の減少等、本町の財政環境はますます厳しい状況となることが想定されます。したが

いまして、今後は不要不急な事務事業の見直しと歳出削減に一層の努力をしていただくことを要望しております。

以上で、令和元年度の決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

これをもって監査委員の報告を終わります。

10時まで休憩します。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時57分

○議長（大石哲雄）

再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第60号、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第16 議案第72号、令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの13件については、10人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第72号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長、町監査委員を除く全議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩しますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時05分

○議長（大石哲雄）

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に2番、正垣耕平君、副委員長に11番、山本明生君が就任されました。委員長をはじめ委員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第17 報告第11号から日程第21 報告第15号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告をするものであります。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第11号から報告第15号までの5件を一括で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、報告5件について一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

1つ確認させてください。

報告第12号の1枚めくったところの真ん中に個別意見、1) あるんですけども、以前も聞いたかも分からないですけども、この真ん中に土地収入見込額3億3,157万4,000円を充当すれば、資金剰余額が生じているんですけども、これらの単価はたしか個別にはじかれて計算されていると思うんですが、土地ごとに。全

てこれは売却可能な土地なんかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

8番、松井議員の質疑にお答えいたします。

宅地造成事業会計の持っている保有土地について、売却可能な土地かどうかというお尋ねでございましたが、売却について可能か不可能かということで申しますと可能な土地になってございます。詳しく申しますと1件、1件、1筆、1筆、一旦通して勘定しておりまして、言わば取得原価ではなく周辺の地価に合わせて現在価額でもって集計した結果の合計が3億円余りとなってございますというご説明になります。ご理解いただけるとありがたいです。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

報告第11号から報告第15号までの件につきましては以上で終わります。

△日程第22 議案第73号～日程第24 議案第75号

○議長（大石哲雄）

続いて、日程第22 議案第73号、上富田町課設置に関する条例（案）の件から日程第24 議案第75号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件まで3件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

おはようございます。私から議案第73号についてご説明いたします。

議案第73号、上富田町課設置に関する条例。

上富田町課設置に関する条例の全部を別紙のように改正する。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町課設置に関する条例（案）。

上富田町課設置に関する条例の全部を次のように改正する。

平成16年7月に行いました機構改革により現在の8課1局体制に移行し、その後約16年が経過しております。この間、上富田町でも高齢化が進むとともに、人口減少対策が求められていることや、地方分権の流れにより業務そのものが増加していること、そして業務の適切なマネジメントが果たせていないことなどがあり、平成30年度から行政改革推進本部会議で新たな機構改革について協議を重ねてまいりました。

令和3年4月から、住民に分かりやすく新しい時代に合わせた行政運営を行っていくため、現在の8課1局から9課2局体制へ、またグループ制から班制に機構改革を行うため、本条例案を上程させていただきます。

第1条は課の設置について。

改正前は、総務政策課、税務課、住民生活課、産業建設課、上下水道課でしたが、改正後は、総務課、振興課、税務課、住民課、福祉課、長寿課、建設課、上下水道課となります。

機構改革による大きな変更点につきましては、現在の総務政策課は2つに分かれ、総務課と振興課へ、地籍調査は建設課へ、代わりに農林関係が振興課へ所管を変更いたします。住民生活課は住民課、福祉課、長寿課の3つに、産業建設課は建設課と振興課の2つに、教育委員会につきましては、現在の2つの課を1つに統合し、幼稚園関係などは福祉課へ、スポーツ観光などは振興課へ一部所管を変更しております。なお、議会事務局、会計課、税務課、上下水道課については変更はございません。

第2条は、事務分掌について定めております。

3ページをお願いいたします。

第3条は、規則への委任について。

附則で令和3年4月1日から施行するとしてございます。

体制につきましては、本年3月の議会全員協議会で報告をさせていただいたものとはほぼ変わりはありません。本条例以外にも改正が必要な条例が約10本程度あり、現在、改正の準備を行っております。準備が終了次第、議会に上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いいたします。私からは議案第74号についてご説明をいたします。

議案第74号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,416万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億7,245万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債の補正」による。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入です。

13款分担金及び負担金で、補正前の額に今回100万円を追加、1,945万5,000円と定めております。

14款使用料及び手数料で、補正前の額から300万円を減額。

15款国庫支出金で、補正前の額に5,025万円を追加。

16款県支出金で、補正前の額に149万9,000円を追加。

18款寄附金で、補正前の額に2,000万円を追加。

19款繰入金で、補正前の額に7,106万2,000円を追加。

21款諸収入で、補正前の額から324万9,000円を減額。

22款町債で、補正前の額に1,660万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1億5,416万2,000円を追加し、82万7,245万4,000円と定めています。

3ページでございます。

失礼いたしました。82億7,245万4,000円と定めております。

次、3ページでございます。歳出です。

1款議会費、補正前の額から今回218万4,000円を減額し、9,424万1,000円と定めています。

2款総務費、補正前の額に4,864万2,000円を追加。

3款民生費、補正前の額から72万8,000円を減額。

4款衛生費、補正前の額に2,431万6,000円を追加。

5款農林水産業費、補正前の額から220万円を減額。

6 款商工費、補正前の額に 5 9 9 万 6, 0 0 0 円を追加。

7 款土木費、補正前の額に 3, 5 3 6 万円を追加。

8 款消防費、補正前の額に 3 6 万 9, 0 0 0 円を追加。

9 款教育費、補正前の額から 1, 0 6 4 万 9, 0 0 0 円を減額。

1 0 款災害復旧費、補正前の額に 5, 5 2 4 万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に 1 億 5, 4 1 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、8 2 億 7, 2 4 5 万 4, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

「第 2 表 地方債補正」。

追加で公共土木施設災害復旧事業、限度額を 1, 6 6 0 万円と定めています。起債の方法、利率、償還の方法は当初予算のものと変更ございません。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから 7 ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出から説明いたしますので、1 4 ページをお願いいたします。

1 4 ページ、歳出でございます。

今回の補正では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イベント等の中止により諸経費を約 3, 0 0 0 万円減額しております。その一方で、補助金の採択を受けたなど等による事業費の追加を追加計上してございます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費で、議会からの申出により今回 2 1 8 万 4, 0 0 0 円の減額をしております。主なものは、1 9 節負担金、補助及び交付金で、議員活動費の減でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で右の 1 5 ページの中頃です。1 3 節委託料、来年 7 月の機構改革に伴う電話設定委託料等を措置しております。その一方で 1 9 節負担金、補助及び交付金で、町内会運営費補助金を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

6 目みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費で、8 節報償費、1 2 節役務費、2 5 節積立金をそれぞれ増額してございます。いわゆるふるさと寄附金の増額見込みに伴って、それぞれの科目を増額補正するものでございます。

2 項徴税費で 3 2 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。

次のページをお願いします。

3 項戸籍住民基本台帳費で 1, 7 7 0 万 7, 0 0 0 円を追加しています。主なものは

13節委託料で、住民票等コンビニ交付システム導入費委託料を措置してございます。これはマイナンバーカードを用いて、全国のコンビニ等で本町の住民票と印鑑証明等を取得できるような仕組みをするものでございます。

次、まいります。

4項選挙費で1万5,000円の減額。

6項監査委員費で37万9,000円を減額してございます。

3款民生費、1項社会福祉費で行事の中止そのほかによりまして、次のページをお願いいたします、金額では72万8,000円を減額いたしております。

4款衛生費、1項保健衛生費、諸行事の中止により56万5,000円の減額でございます。

2項清掃費で方鹿地区に整備予定の粗大ごみのストックヤード建設工事請負費を措置してございます。次のページをお願いいたします、金額では2,488万1,000円の追加でございます。

5款農林水産業費、1項の農業費、これもイベントの中止によりまして220万円の減額でございます。

6款商工費、1項商工費599万6,000円の追加。主なものは25節積立金、道の駅ちくまの整備基金への積立てを措置してございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、3,536万円を追加。主なものは15節工事請負費で、3本の町道の工事請負費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費36万9,000円の追加。上富田分署の修繕料を措置しているものでございます。

9款教育費、1項教育総務費22万3,000円の減額。

2項小学校費、岩田小学校、生馬小学校で緑育推進事業の採択に伴いまして、諸経費を増額してございます。次のページをお願いいたします、金額は一番上の段です、169万8,000円を追加いたしております。

3項中学校費792万5,000円を減額してございます。主なものは、13節委託料で海外研修業務委託料。タミンミン校への海外研修の中止によるものでございます。

4項社会教育費で、次のページをお願いいたします、383万円を追加しております。イベント等の中止に伴う減額の方で、7目放課後児童健全育成事業費の13節委託料。

4月、5月学校臨時休業期間中に学童保育を時間延長としていただいたもので、委託料の増額を措置しております。

5項保健体育費で、3目学校給食費の減額を中心に、金額総額合計で802万9,0

00円を減額しております。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費で、次のページをお願いします、金額合計5,524万円の追加でございます。

次のページは、今回の補正を反映いたしました給与費明細書でございます。恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは歳入の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

8ページ、歳入でございます。

13款分担金及び負担金、2項分担金100万円の追加。

14款使用料及び手数料、1項使用料300万円を減額。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、合計で5,025万円の追加。

16款県支出金、2項県補助金、合計で149万9,000円の追加。

18款寄付金、1項寄付金2,000万円の追加。

19款繰入金、2項基金繰入金、合計で7,106万2,000円の追加。このうち6目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正において必要な一般財源を補填するものでございます。

21款諸収入、2項雑入で次のページをお願いします、金額は合わせて324万9,000円の減額です。

22款町債、1項町債1,660万円を追加いたしております。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

お願いします。私からは、議案第75号についてご説明いたします。

議案第75号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

令和2年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,332万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,001万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額に527万1,000円を追加し、3億3,834万6,000円と定めています。

3款国庫支出金では、補正前の額より22万3,000円を減額。

4款支払基金交付金では、補正前の額より13万9,000円を減額。

5款県支出金では、補正前の額に852万9,000円を追加。

7款繰入金では、補正前の額から11万1,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額に1,332万7,000円を追加し、16億6,001万2,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に864万円を追加し、5,320万9,000円と定めています。

4款地域支援事業費では、補正前の額から75万7,000円を減額。

5款諸支出金では、補正前の額に544万4,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に1,332万7,000円を追加し、16億6,001万2,000円と定めています。

3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では527万1,000円を追加。特別徴収保険料を措置しています。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では13万円を減額。

3目包括的支援・任意事業交付金では9万3,000円を減額。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金では13万9,000円を減額。

5款県支出金、2項県補助金、1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では6万4,000円を減額。

2目包括的支援・任意事業交付金では4万7,000円を減額。

3目地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金では864万円を追加。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金では 6 万 4, 0 0 0 円を減額。

8 ページ、9 ページをお願いします。

3 目包括的支援・任意事業繰入金では 4 万 7, 0 0 0 円を減額し、それぞれ現年度分を措置しています。

1 0 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 8 6 4 万円を追加。介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援として、簡易陰圧装置、換気装置の設置に係る経費の補助で、上限 4 3 2 万円の 2 台分を措置しています。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 1 5 万 6, 0 0 0 円を減額。2 目一般介護予防事業費 3 6 万 1, 0 0 0 円を減額。新型コロナウイルスによる各事業の中止による減額分となります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、4 目社会保障充実分事業費 2 4 万円を減額。新型コロナウイルスによる自立支援型地域ケア会議の中止による委員報酬の減額となります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金では 5 4 4 万 4, 0 0 0 円を追加。過年度分介護給付費交付金、過年度分地域支援事業交付金、支払基金返還金を措置しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△ 延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、9 月 1 1 日午前 9 時開始となっておりますので、ご参集願います。

延会 午前10時33分